

竹内昭夫著

改正会社法解説



有斐閣

改正会社法解説

竹内昭夫 著



有斐閣

〈著者紹介〉

昭和4年生，昭和28年東京大学法学部卒業，
同助教授を経て，昭和43年同教授。

（著書）

会社法（法律学全集第28巻）（共著）〔有斐閣〕
剰余金の資本組入〔東京大学出版会〕
法律学教材・会社法（共編著）〔同〕
判例商法Ⅰ，Ⅱ〔弘文堂〕
消費者保護（現代法学全集第52巻所収）〔筑摩書房〕
特殊販売規制法〔商事法務研究会〕



改正会社法解説

昭和56年12月10日 初版第1刷印刷

昭和56年12月15日 初版第1刷発行

定価 2,100 円

著 作 者 竹 内 昭 夫

発 行 者 江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2～17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座 東京6-370番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印 刷 / 暁 印 刷 株 式 会 社

製 本 / 和 田 製 本 工 業 株 式 会 社

©1981, 竹内昭夫. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-03560-1

は し が き

昭和五十六年六月に公布された「商法等の一部を改正する法律」により、株式会社に關する商法の規定および監査特例法、有限会社法について大改正が行われた。

この改正は、理論上も實際上もその影響するところが極めて大きい。のみならず、その内容において多岐にわたっており、また甚だ複雑であつて、理解しにくいところが多い。その第一の理由は、改正法がなるべく対象に即してきめの細かい規制をしようと努めたため、規定の適用の要件が、例えば同じ株式会社といつても、一般会社、特例法上の大会社と小会社、大会社で株主数一、〇〇〇人以上のもの、既存会社と新設会社、上場会社と非上場会社というように、細かく分けられるようになったからである。昭和四九年改正により始つた株式会社法のなかにおける規制の区分は、今回の改正により一段と促進された。商法上、すべての株式会社につき画一的な規制を考えていた時代と様相は一変した。第二に、今回の改正のなかで重要な位置を占める単位株の制度は、外国にも例をみないものであるだけでなく、いわば段階的な併合の過程にある株式という性質をもつものであるため、現在の出発点に立つてその本質を考えるか、それとも株式併合という終着点から振り返つてこの制度を考えるかによつても、その理解の仕方に自ら差が出てくる。比喩的にいえば、変態の

過程にある株式とでもいふべきものであつて、このように全く新しい制度がとり入れられたということも、改正法を複雑で難しいものにしてゐる理由の一つであらう。

それだけに、改正法についての社会の正しい理解を深めるための努力をすることは、今回の改正事業に最初から関与してきた者の一人としての責務であると思われる。そこでまず、雑誌「法学教室」の六号ないし一〇号に五回にわたつて改正要綱の解説を試みた。本書は、改正法に即してこれを全面的に書き改めたものである。

本書の叙述の方針としては、第一に、できるだけわかりやすく解説することに努めた。今回の改正の背景、経緯、理念、要点について概観をした後、改正の問題点ごとに、できる限り従来判例・学説とのつながりにおいて、また改正試案や要綱と関連づけて叙述を進めたのも、そのためである。法は歴史と経験の所産であるから、現行法の理解なしには改正法の正しい理解は難しい。逆に現行法について深い理解があれば、その上に築かれた改正法の理解は比較的容易であらう。紙幅の制約はあるが、なるべく現行法とのつながりのなかで改正法を解説することに努めたのは、このような考え方に基づく。

第二に、改正法の問題点をできる限り探り出し、それについて私の意見を率直に述べるように努めた。一年足らずの後に施行を控えて、学者も実務家も、今や真剣に改正法と取り組んでいるところであり、日々新たな問題点が発見されつつあるといつても過言ではない。私としては、多くの人

人とともに、そのような問題点の指摘とそれに関する合理的な解釈論を確立するための努力をすることによって、改正法の正当かつ円滑な運用の実現に資したいと考えている。

第三に叙述の形式については、商法、特例法、有限会社法というように法律別に分ける方法を避け、株式、株主総会、取締役・取締役会、監査役、計算というように、事項別に体系化をし、そのなかに大会社についての特例の説明を織りこみ、また有限会社法についての関連改正に言及する方法をとった。改正法について理論的体系的な理解を深めるには、この方法が最も適切ではないかと考えたからである。

しかし、短期間にまとめたためもあって、説明の不十分な点はもちろん、私の理解の足りない点もある。欠けたところを補うべく今後の研究に努めたい。

本書については、有斐閣の山本阿母里、大橋祥次郎、副島嘉博、今井 貴の諸氏の多大の御援助を得た。記して心から御礼を申し上げたい。

昭和五六年十一月一日

竹 内 昭 夫

凡 例

本書で用いた略語等は、一般の例によるほか、原則として、以下のとおりである。

条文……………単に条文だけを引用したのは、前後の關係からいって別の趣旨が明らか

でない限り、昭和五十六年改正後の商法の条文

改正商法（商法）……………昭和五十六年改正後の商法

改正特例法（特例法）……………昭和五十六年改正後の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法

律」

改正有限会社法（有）……………昭和五十六年改正後の有限会社法

改正法……………「商法等の一部を改正する法律」またはそれにより改正された商法

現行法（現行商法）……………昭和五十六年改正前の商法

現行特例法……………昭和五十六年改正前の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法

律」

現行有限会社法……………昭和五十六年改正前の有限会社法

附則（商改附）……………商法等の一部を改正する法律附則

意見照会……………会社法改正に関する意見照会（昭和五〇年六月一二日・法務省民事局参事官室）

株式改正試案……………株式制度に関する改正試案（昭和五二年五月一六日・同）

機関改正試案……………	株式会社の機関に関する改正試案（昭和五三年二月二五日・同）
計算・公開改正試案……………	株式会社の計算・公開に関する改正試案（昭和五四年二月二五日・同）
改正要綱（要綱）……………	商法等の一部を改正する法律案要綱（昭和五六年一月二六日・法制審議会）
問題点……………	法務省令制定に関する問題点（昭和五六年一〇月九日・法務省民事局参事官室）

目次

第一章 総論 1

第一節 改正の背景 1

第二節 改正の経過 4

第三節 今次改正事業の理念 7

一 全面改正、根本改正（7）

二 昭和五六年改正の位置づけと目的（10）

第四節 昭和五六年改正の要点 11

一 特例法上の大会社の範囲の拡大（11）

二 株式（12）

三 機関（13）

(1) 株主総会（13）

(2) 取締役・取締役会（14）

(3) 監査役（14）

四 計算・公開（14）

五 株主の権利行使に関する利益供与の禁止（15）

六 新株引受権付社債（16）

第二章 特例法上の大会社	17
第一節 大会社についての特例の拡大	17
第二節 立法の経緯	19
一 昭和四十九年改正 (19)	
二 今次改正の経緯 (20)	
第三節 特例法上の大会社の範囲	26
第三章 株式	31
第一節 株式に関する改正の概要	31
第二節 新設会社の株金額等	32
一 新設会社の株金額と無額面株式の発行価額 (32)	
二 株金額の最低限の廃止 (33)	
三 株式細分化の歯止め (33)	
第三節 株式の併合	35
一 改正の趣旨 (35)	
二 株式併合を行いうる場合 (36)	
三 株式併合の手続 (37)	
四 株券の読替え (38)	

五	端株券の処理 (39)	
第四節	端 株	40
一	端株制度の目的 (40)	
二	端株制度の適用範囲 (42)	
三	端株原簿への記載 (42)	
四	端株の譲渡 (46)	
五	端株主の権利 (46)	
(1)	すべての端株主に認められる権利 (46)	
(2)	定款の記載により認めうる端株主の権利 (48)	
六	端株主が一株主となる時 (51)	
七	端株総数の発行済株式総数への不算入等 (53)	
第五節	単位株制度	54
一	意 義 (54)	
二	対象会社 (57)	
三	一単位の株式の数 (59)	
四	単位未満株主の権利 (61)	
五	単位未満株式の譲渡 (64)	
六	単位未満株式の買取請求 (66)	
(1)	上場株式の価格 (69)	

(2) 非上場株式の価格 (71)	
七 単位未満株式総数の発行済株式総数への不算入等 (72)	
八 提案権・無償交付等と単位株 (72)	
九 単位株のみなし併合 (75)	
第六節 額面株式と無額面株式の転換……………	78
一 改正の経緯 (78)	
二 改正法の内容 (79)	
第七節 自己株式の質受け……………	80
一 自己株式の取得 (80)	
二 自己株式の質受け規制の緩和 (82)	
第八節 子会社による親会社の株式取得の禁止……………	84
一 立法趣旨 (84)	
二 親子会社の範囲 (84)	
三 禁止行為 (85)	
第九節 株式の相互保有……………	87
一 問題の所在 (87)	
二 立法経緯 (88)	
三 改正法の内容 (90)	

第四章 株主総会 95

第一節 改正の目的 95

第二節 提案権 96

一 提案権制度の目的 (96)

二 提案権行使の要件 (98)

三 提案権行使の手続 (99)

四 提案権行使を拒絶しうる場合 (102)

第三節 説明義務 103

一 立法趣旨 (103)

二 改正法の内容 (104)

第四節 総会検査役 108

一 立法趣旨 (108)

二 改正法の内容 (109)

第五節 株主総会の議長 110

一 選任 (110)

二 権限 (111)

第六節 書面投票制度——大会社の特例 112

一 制度目的と適用範囲 (112)

二 参考書類	(114)
三 書面投票	(115)
四 書面投票制度と委任状勧誘規則	(118)
第七節 特別利害関係人の議決権	119
一 特別利害関係人の議決権行使の許容	(119)
二 不当決議の是正	(120)
第八節 株主総会の議事録	122
第九節 株主総会決議の瑕疵	123
一 決議の取消・無効の事由	(123)
二 裁量棄却	(125)
三 決議不存在確認の訴え	(126)
第五章 取締役・取締役会	129
第一節 改正の視点	129
第二節 取締役の欠格事由	130
一 立法趣旨	(130)
二 改正法の内容	(131)
第三節 競業避止義務	134

一 立法趣旨 (134)	
二 承認手続と競業取締役の責任 (135)	
三 介入権と損害額の推定 (136)	
第四節 利益相反取引	138
一 立法趣旨 (138)	
二 改正法の内容 (139)	
第五節 会社に対する責任	141
第六節 第三者に対する責任	143
第七節 取締役会の権限	145
一 取締役の監督 (145)	
二 法定権限の明確化 (146)	
三 業務執行状況の報告 (149)	
第八節 取締役会の運営	150
一 取締役会の招集権 (150)	
二 特別利害関係のある取締役の議決権 (151)	
第九節 取締役会の議事録	153
一 閲覧・謄写 (153)	
二 備置き の場所と期間 (156)	

第六章 監査役	157
第一節 改正の視点	157
第二節 権限	160
一 使用人に対する報告請求権 (160)	
二 取締役会の招集権等 (161)	
三 会計監査人に対する報告請求権——大会社の特例 (164)	
第三節 複数監査役制・常勤監査役制——大会社の特例	166
一 複数監査役制 (166)	
二 常勤監査役制 (167)	
第四節 監査役報酬	169
一 立法趣旨 (169)	
二 改正法の内容 (170)	
第五節 監査費用	173
第六節 監査役の対第三者責任	175
第七章 会社の計算・公開	177
第一節 改正の視点	177
第二節 決算・監査の手続等	180

一 計算書類等の取締役会の承認 (180)	
二 営業報告書の記載事項 (181)	
三 利益金処分案 (184)	
四 監査手続と監査報告書 (184)	
(1) 附属明細書の提出時期 (184)	
(2) 監査報告書 (186)	
五 大会社の監査手続と監査報告書 (191)	
六 計算書類等の公示 (195)	
(1) 計算書類等の備置き (195)	
(2) 計算書類の公告 (195)	
第三節 計算書類の確定、利益処分、責任解除	197
一 計算書類の確定と利益処分——大会社以外の会社 (197)	
二 大会社における計算書類の確定 (198)	
三 株式配当 (202)	
四 責任解除 (204)	
第四節 資本の構成	206
一 株式の発行価額と資本組入額 (206)	
二 無償交付 (209)	
第五節 引当金	210